

日バス協技第217号

令和3年5月31日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 三澤 憲一

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の
基準について」の一部改正について

平素より、当協会の活動に格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省自動車局安全政策課長、旅客課長及び整備課長から別添のとおり通知がありましたので、傘下会員事業者に対し周知徹底をお願いいたします。

担当：技術安全部（田中・横山）

電話：03-3216-4015